

「令和6年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見

2023（令和5）年12月22日

埼玉県消費者団体連絡会

埼玉県および関係者の食の安全確保に向けた取り組みに敬意を表します。

公表されました「令和6年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」について、食の安全に関する取り組みをさらに前進させる立場から、埼玉県消費者団体連絡会として意見を表明します。

1. 「Ⅳ重点的に監視指導を実施すべき項目」の「食品の危害防止対策」に関して

- (1) コロナ禍の行動制限がなくなり、飲食店の営業や客足は通常に戻っています。コロナ禍を経て、食品の提供方法がより多様化し、無人販売、自動販売機による販売、インターネット通販も増加しています。このような変化をふまえ、食中毒、アレルゲン、栄養成分、医薬品成分等の適切な表示について監視を一層強化してください。
- (2) 令和5年度の計画（案）の「ウェルシュ菌対策」に記載されていた動画やメール配信等を活用した普及啓発部分が、令和6年度計画（案）では削除されています。ウェルシュ菌対策に限らず、動画による啓発やメール等による注意喚起は有効な手段であるので、国など他機関が作成した動画等も含め、積極的な活用を検討ください。

2. 「Ⅳ重点的に監視指導を実施すべき項目」と「Ⅶ自主的な衛生管理に関する事項」のHACCPに関して

- (1) 令和5年度の計画（案）から、「埼玉県5か年計画」で「食の安全・安心の確保」の指標と定めた「食品関連事業所における製品等の自主検査実施率」を掲げており、令和6年度計画（案）も同様としています。「埼玉県5か年計画」では、令和2年度末で10.3%であった自主検査実施率を令和8年度末には100%と、完全実施することを目標としています。
目標達成に向けては、年度末における実施率をふまえ、今年度・次年度目標を明確にし、具体的な行動計画を立て推進することをお願いします。
- (2) 上記、自主検査実施率目標は、あくまで大規模・広域の食品事業者が対象であり、食中毒等の危害を防止するうえでは、中小の食品事業者等においてもHACCPを導入することが重要となります。体制が脆弱な中小事業者においてもHACCPが導入できるよう、丁寧な対応をお願いします。

3. 「Ⅷ県民参画・リスクコミュニケーション」に関して

食品をめぐるインターネット上に多く見られるいわゆる健康食品をはじめ、機能性表示食品、新たな食品群と言えるゲノム編集食品やフードテックなど多様な情報にあふれています。埼玉県として、消費者団体にも協力を要請することも含め、積極的に情報提供を行い、学習、意見交換の場を増やすことを要望します。

4. その他

- (1) 今年も鳥インフルエンザが拡大しつつあります。行政からの注意喚起が遅滞なく行われ、事業者による適切な予防措置がはかれるよう、指導を強めてください。
- (2) 食品監視指導計画の実施にあたっては、十分な体制を確保するよう要望します。また、埼玉県全体の中・長期的な体制強化のひとつとして、人口30万人を超える中核的な都市における保健所設置に向けて、埼玉県の支援を引き続き要望します。